鹿沼市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要領

（目的）
第１条　この要領は、鹿沼市保健福祉部健康課（以下、「健康課」とする）において貸出用に配置した自動体外式除細動器（「以下、「ＡＥＤ」という。」の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）
第２条　ＡＥＤの貸出対象となる行事は、市内で開催され、市民が参加する健康づくりやスポーツその他の各種イベント、祭典・式典、講習会等とする。ただし、市長が認めるものに関しては、この限りでない。
２　ＡＥＤの貸出対象となる者は、第１項に定める行事を主催する者とする。

（貸出条件）
第３条　利用者は次に定めるいずれかの使用責任者を置かなければならない。
（１）医師・看護師等の医療従事者
（２）消防署その他による、ＡＥＤを使用した救命講習等を修了している者

（貸出期間）
第４条　ＡＥＤの貸出期間は、原則として使用日を含む前後７日間以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。

（使用料）
第５条　ＡＥＤの使用料は無料とする。
ただし、ＡＥＤを使用した場合、消耗品の交換費用は利用者負担とする。

（貸出申請）
第６条　利用者は、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申請書」（別紙様式第１）を健康課に提出しなければならない。

（貸出の決定通知等）
第７条　市長は、第６条の申請があったときは、貸出の可否を審査決定し、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出決定通知書」（別紙様式第２）、又は「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出不承認通知書」（別紙様式第３）により通知しなければならない。

（利用者の責務）
第８条　利用者はＡＥＤを返還するまでの間において、適切な管理をするほか、ＡＥＤの使用に当たっては、次に挙げる事項を遵守しなければならない。
（１）ＡＥＤを使用する時は、取扱説明書によって適切に使用すること。
（２）ＡＥＤを処分したり、目的外に使用しないこと。
（３）ＡＥＤを転貸し、又はその権利を譲渡しないこと。

（ＡＥＤの返却）
第９条　ＡＥＤの貸出を受けた者は、返却期日までに、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）使用報告書」（別紙様式第４）を添付のうえ、ＡＥＤを健康課に返却しなければならない。

（損害の賠償）
第 10 条　市長は、利用者が故意又は過失によりＡＥＤを亡失し、又は破損させた場合は、貸出機器と同種のもの又は相当と認める金額を賠償させることができる。

（損害賠償責任）
第 11 条　市長は、ＡＥＤの使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

附 則
この要領は、平成２３年１２月２０日から施行する。